

教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和2年10月教育委員会定例会
3 概 要	1 開催日時 令和2年10月23日（金曜日）午後1時30分～午後3時35分 2 開催場所 守谷市中央図書館 3階 視聴覚室 3 教育長及び各委員の出欠状況 4名出席（町田香教育長，河原健委員，椎名和良委員，寺田弘委員） 1名欠席（萩谷直美委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数6名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 指導室長 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 石川 みどり 事務局員（学校教育課） 1名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （1）議案第36号「令和元年度教育委員会の点検・評価結果について」（可決） （2）議案第37号「守谷市通学区域審議会に対する諮問について」（可決） （3）議案第38号「守谷市通学区域審議会委員の委嘱について」（可決） 【報告】 （1）報告第10号「守谷市教育委員会教育長職務代理者の指名について」 【その他】 小中学校の現状について（指導室） （1）指導室の業務状況について （2）児童生徒の様子 （3）児童生徒及び教職員の交通事故の現状 （4）いじめの状況（9月末現在） （5）不登校の現状（9月末現在）

	(6) 長期欠席児童生徒の状況 (9月末現在) 各課業務報告 ○学校教育課 (1) 入札結果 (2) 工事等の進捗状況 (3) 新型コロナウイルス感染症予防対策について ○生涯学習課 (1) 入札結果 (2) 会議等の開催 (3) 工事等進捗状況 (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応 (5) イベント・行事等 ○学校給食センター (1) 学校給食実施状況 (2) 賄材料費執行状況 (3) 生鮮野菜使用率 (4) 異物混入等 ○中央図書館 (1) 入札結果 なし (2) 審議会の開催 (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止関係 (4) イベント等 (5) その他
4 今後の状況	次回は、令和2年11月25日(水曜日)午後1時30分から開催予定

令和2年10月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和2年10月23日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市中央図書館3階視聴覚室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 36号 令和元年度教育委員会の点検・評価結果について（学校教育課）

議案第 37号 守谷市通学区域審議会に対する諮問について（学校教育課）

議案第 38号 守谷市通学区域審議会委員の委嘱について（学校教育課）

4 協議事項

な し

5 報告事項

報告第 10号 守谷市教育委員会教育長職務代理者の指名について（教育委員会所
管分）

（1）小中学校の現状について（指導室）

（2）各課からの業務報告

令和2年10月教育委員会定例会 会議資料

日 時 令和2年10月23日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階全員協議会室

議案第36号

令和元年度教育委員会の点検・評価結果について

令和元年度教育委員会の点検・評価結果について，別紙のとおり承認を求める。

令和 2 年10月23日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 2 年10月23日原案 認

提案理由

本案は，令和元年3月定例会において可決された守谷市教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針に基づき，令和元年度の点検・評価を行ったので，結果について承認を求めるものです。

議 案	頁 数
36号	1

議案第37号

守谷市通学区域審議会に対する諮問について

守谷市通学区域審議会に次の事項を諮問する。

諮問事項 黒内小学校の通学区域について

令和2年10月23日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和2年10月23日原案 決

提案理由

本案は、守谷市中央四丁目に建築予定のマンションの販売に伴い、児童数の増加が見込まれる黒内小学校の通学区域について検討・助言いただくため、守谷市通学区域審議会に対し諮問するものです。

議案	頁数
37号	1

守 教 委 発 第 号
令 和 年 月 日

守谷市通学区域審議会会長 様

守谷市教育委員会
教育長 町田 香

守谷市通学区域の一部変更について(諮問)

下記のとおり諮問いたします。

記

- 1 諮問事項
 黒内小学校の通学区域について
- 2 諮問期間
 令和2年10月23日～審議終了まで

議 案	頁 数
37号	2

1 黒内小学校の児童数推計

(R2.5.1現在)

年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計(人)	学級数
R2	188	172	152	141	125	104	882	30
R3	201	191	170	150	138	118	968	34
R4	226	202	193	172	150	140	1,083	37
R5	227	227	204	195	172	152	1,177	40
R6	245	227	227	204	195	172	1,270	42
R7	247	245	227	227	204	195	1,345	45
R8	229	247	245	227	227	204	1,379	46

2 (仮称) レーベン守谷中央の概要

- (1) 事業主 株式会社タカラレーベン 東京都千代田区丸の内1丁目8番2
- (2) 所在地 守谷市中央四丁目21番16ほか
- (3) 構造規模 鉄筋コンクリート造 地下1階，地上14階建
- (4) 建築面積 601.41㎡ (延床面積6,179.59㎡)
- (5) 戸数 64戸 (3LDK39戸，4LDK25戸)
- (6) 販売及び入居 令和4年4月入居，令和2年11月販売開始予定
- (7) 児童数 (予測)

年齢(学年)	0	1	2	3	4	5	6	7(1年)	8(2年)	9(3年)	10(4年)	11(5年)	12(6年)	合計
人数	5	6	5	5	4	4	3	3	3	2	1	1	0	42

※レーベンプリッジ，スクエア入居状況(R2.4.27現在)から予測

(8) 位置図



○守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則

平成16年3月30日

教委規則第1号

改正 平成16年8月27日教委規則第6号

平成19年2月1日教委規則第1号

平成23年9月15日教委規則第3号

平成24年7月30日教委規則第3号

平成25年10月1日教委規則第2号

平成26年1月6日教委規則第1号

平成28年10月3日教委規則第4号

守谷市立学校通学区規則（昭和61年守谷町教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第5条第2項の規定に基づき、守谷市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）に就学すべき児童及び生徒の通学区域を定めることを目的とする。

（通学区域）

第2条 小・中学校の通学区域は、別表のとおりとする。

（就学校の指定）

第3条 小・中学校に入学（転入学を含む。）しようとする学齢児童又は生徒は、前条に定める通学区域の小・中学校に入学するものとする。

（就学校の変更）

第4条 教育委員会は、令第8条の規定に基づく保護者の申し立てにより、相当の理由があると認めるときは、指定した小・中学校を変更することができる。

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年8月27日教委規則第6号）

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成19年2月1日教委規則第1号）

この規則中第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月15日教委規則第3号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の規定は、平成24年4月1日以降に入学（転入学を含む。以下この項において同じ。）する児童及び生徒に係る通学区域について適用し、同日前に入学した児童及び生徒に係る通学区域については、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月30日教委規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日教委規則第2号）

この規則は、平成25年10月12日から施行する。

附 則（平成２６年１月６日教委規則第１号）

- この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
- この規則による改正後の守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の規定は、平成２７年４月１日以降に中学校に入学（転入学を含む。以下この項において同じ。）する生徒に係る通学区域について適用し、同日前に中学校に入学した生徒に係る通学区域については、なお従前の例による。

附 則（平成２８年１０月３日教委規則第４号）

この規則は、平成２８年１０月２２日から施行する。

別表（第２条関係）

小学校

学校名	通学区域	付記
大野小学校	野木崎，大柏地区（黒内小学校の通学区域の下ケ戸の一部を除く。）	
高野小学校	高野，乙子地区（郷州小学校の通学区域を除く。），鈴塚（松ケ丘小学校の通学区域を除く。），けやき台二，三，四丁目，美園三，四，五丁目	
守谷小学校	下新田，つくし野，下町，仲町，城内，城山，山王様前，県営住宅，左近，坂町，上町，新町，栄町，若松町，北園（黒内小学校の通学区域を除く。），同地，赤法花，中央二丁目（黒内小学校の通学区域を除く。），中央三丁目，ひがし野地区（黒内小学校の通学区域を除く。）	
黒内小学校	海老原町，旭町，清水，岩町，岩東町，原，大原，原本町，さつき台，土塔本町，土塔新山，土塔中央，黒内，中央一丁目，中央二丁目の一部，中央四丁目，ひがし野一丁目の一部，下ケ戸の一部（ふれあい道路より東側地区），前川，松並青葉一，二，三，四丁目，ひがし野四丁目，北園の一部（県道野田牛久線より北側地区）	
御所ケ丘小学校	御所ケ丘，久保ケ丘地区，ふれあい道路より東側の立沢地区	
郷州小学校	小山，みずき野地区，奥山新田，奥山本田，辰新田，愛宕，新愛宕，柿の沢２，乙子の一部（県道守谷流山線より東側地区），南守谷，美園一，二丁目，けやき台一丁目	
松前台小学校	松前台，大山新田地区	
松ケ丘小学校	松ケ丘地区，やなぎ町，高砂町，新明寮，けやき台五，六丁目，鈴塚の一部	
大井沢小学校	立沢（ふれあい道路より東側地区及び前川を除く。），大木，板戸井，薬師台地区	

中学校

学校名	通学区域	付記
守谷中学校	大野小学校及び黒内小学校の通学区域	
愛宕中学校	守谷小学校及び郷州小学校の通学区域	
御所ケ丘中学校	御所ケ丘小学校，松前台小学校及び大井沢小学校の通学区域	
けやき台中学校	高野小学校及び松ケ丘小学校の通学区域	

議案第 3 8 号

守谷市通学区域審議会委員の委嘱について

下記の者を守谷市通学区域審議会委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第 2 条第 7 号の規定により議決を求める。

番号	委嘱区分	所 属	氏 名	住 所
1	小中学校長	校長会長	いしい よしあき 石井 良秋	取手市藤代南 3-5-19
2	小中学校長	守谷小学校長	なばた ただし 奈幡 正	本町 4532-5
3	小中学校長	黒内小学校長	あらい ひろかつ 荒井 弘勝	つくばみらい市箕輪 146-1
4	小中学校長	松ヶ丘小学校長	なかの ひろし 中野 比呂志	土浦市荒川沖西 1-4-8
5	小中学校長	守谷中学校長	こいけ よしじゅ 小池 義寿	みずき野 4-7-2
6	小中学校長	けやき台中学校長	おち としお 越智 壽雄	取手市戸頭 227-6
7	P T A 会長	守谷小学校 P T A 会長	まつだ てつひと 松田 哲人	ひがし野 2-1 ブランズシティ守谷 510 号室
8	P T A 会長	黒内小学校 P T A 会長	よしだ あゆみ 吉田 あゆみ	立沢 2055-10
9	P T A 会長	松ヶ丘小学校 P T A 会長	じつかわ よしてる 實川 良輝	百合ヶ丘 3-2808-10
1 0	P T A 会長	守谷中学校 P T A 会長	しいな かつのり 椎名 克典	野木崎 1964
1 1	P T A 会長	愛宕中学校 P T A 会長	おかだ まさき 岡田 昌樹	みずき野 1-17-21
1 2	P T A 会長	けやき台中学校 P T A 会長	あいた ひろし 會田 裕史	大柏 654-1
1 3	学識経験者	元公立学校長	すずき ふじお 鈴木 不二男	常総市内守谷町 3014
1 4	その他教育委員会が必要と認める者	土塔本町区長	いけだ かつとし 池田 勝利	中央 4-2-1

委嘱期間 令和 2 年 1 0 月 2 3 日から審議終了まで

令和 2 年 1 0 月 2 3 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 2 年 月 日 原 案 決

提案理由

本案は、守谷市通学区域審議会条例第 2 条第 2 項に基づき、新たに委員を委嘱するものです。

(設置)

第1条 本市小、中学校通学区域の適正化を期するため、教育委員会の諮問機関として、守谷市通学区域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、教育委員会が委嘱する。

- (1) 小、中学校長
- (2) 小、中学校PTA会長
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

2 前条第2項各号のうち、特定の職により委嘱された委員にあつては、その職を離れたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第3号)抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条から第4条までの規定 平成30年4月1日

議案	頁数
38号	2

報告第 10 号

守谷市教育委員会教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により，教育委員会教育長職務代理者を指名したので報告する。

1 守谷市教育委員会教育長職務代理者

氏 名 河 原 健

2 指名する日 令和2年10月1日

3 任 期 教育長が別の教育委員を指名するまで

令和2年10月23日 提出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香

報 告	頁 数
10号	1

参考資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育長）

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるときは、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第14条

4 教育委員会の会議の議事は、第7項ただし書きの発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

5 教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合の前項の規定の適用については、前条第2項の規定により教育長の職務を行う者は、教育長とみなす。